

# 保育士資格に係る児童福祉法等の特例(多様な主体による試験実施)

## ～多様な主体による地域限定保育士試験の実施～

(国家戦略特別区域限定保育士事業(実施主体)国家戦略特別区域法第12条の5 平成29年9月22日施行)

### 特例措置前

○平成27年度に創設された「国家戦略特区限定保育士試験(地域限定保育士試験)」制度を契機に、それまで年1回であった保育士試験が大部分の都道府県で年2回実施されるようになった。同試験について都道府県は一般社団法人の指定試験機関に委託して実施している。

(規制の根拠)

児童福祉法第一章第七節(昭和22年法律第164号) 第十八条の九

都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、保育士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

### ニーズ

○指定試験機関となる法人が一般社団法人又は一般財団法人に限定されているため、試験の実施回数を増やすことに限界がある。

### 特例措置

○国家戦略特別区域の地域限定保育試験に係る指定試験機関について、試験の公正性・適正性を担保した上で、株式会社等の多様な法人を指定試験機関として活用することを可能とする。

#### 制度の概要

・国家戦略特別区域法第12条の5第8項(平成29年9月22日施行)

上記(規制根拠)にある「一般社団法人又は一般財団法人」を「法人」へと読み替えるもの。

### 効果

○保育士試験の受験機会の充実により、待機児童解消の一層の加速が見込まれる。